

平成18事業年度財務諸表及び決算報告書に関する意見書

平成19年6月26日

独立行政法人国立美術館
理事長 辻村哲夫 殿

独立行政法人国立美術館

監事 黒田善子 
監事 鈴木清 

私たち監事は、独立行政法人通則法第三十八条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立美術館の平成18事業年度の財務諸表及び決算報告書に関する監査を行った。監査の結果、私たち監事の意見は次のとおりである。

I 監査の方法の概要

財務諸表及び決算報告書について、関係する役職員から説明聴取、会計帳簿並びに関係書類の閲覧及び証憑書類との突合、その他必要認められた監査手続きを実施した。また、会計監査人より監査の概況及び監査結果について説明を受けた。

II 監査の結果

- 1 財務諸表は法令に従い適正に表示していると認める。
- 2 決算報告書は法令及び予算の区分に従い適正に表示していると認める。
- 3 重要な会計方針「8.固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」に記載されているとおり、当事業年度より、固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準及び固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解に基づく減損会計処理を行っている。当該会計処理は固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準等の適用によるもので、正当な会計処理と認める。